

令和３年度事業計画

I 事業運営の方針

赤い羽根共同募金運動は、昭和２２年に「国民たすけあい共同募金」として開始以来、７０年余にわたりそれぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進に取り組んできた。

しかしながら、令和２年年初より顕著となった新型コロナウイルス感染症の影響は、４月の緊急事態宣言の発出を機に、他者とのコミュニケーションが難しくなる中、孤立や孤独の問題などの様々な生活課題が深刻化しやすい状況が生じ、特に日常生活に困難を抱える高齢者や子どもをはじめとした社会的弱者への支援が強く求められている。

こうした中であっても、コロナ禍により質量ともにさらに増大してきている地域の福祉課題に対し、つながりを絶やさないための活動を懸命に続けている団体が本県にも多く存在している。

コロナ禍において、人と人との距離を取ること、接触する機会を減らすことが求められる中で、街頭募金やイベントを通じた募金活動が困難となるなど、自治会加入率の低下や寄付の多様化などと相まって、募金総額の漸減傾向が更に進むことが懸念されるが、これまでも共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として民間の福祉活動を資金面から支援する役割を担ってきており、今後もこうした団体を支え続けていくことが重要である。

本県においては、令和３年３月に前計画を見直した「第２次香川県共同募金改革アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」及び中央共同募金会が平成２８年５月に策定した「７０年答申に基づく推進方策（以下、「７０年答申」という。）」の示す方向に沿って各種事業を推進してきたところであり、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化に留意しつつ、今後の共同募金運動の活性化につなげていく。

〔共同募金運動推進重点事項〕

- １ 共同募金運動への県民の理解と参加の促進
- ２ テーマ募金やネット募金など多様な募金手法の展開
- ３ 共同募金運動の活性化の推進
- ４ 孤立防止対策など住民が住民を支える活動の推進
- ５ アクションプラン及び７０年答申に基づく推進方策にかかる事業の実施

II 事業の実施

第１ 会務の運営

（１）法人の運営

共同募金の使命と特性を踏まえ、法人の適正で効率的な運営を図る。

（２）事業・事務合理化の促進

業務の円滑かつ効率的な実施を図り、事業・事務の合理化を促進するとともに、必要に応じて規程・規則等の見直しを行う。

（３）情報公開の実施

事業運営の透明性を一層高めるため、ホームページ等を活用して、積極的に情報公開を行う。

第2 共同募金運動への県民の理解と参加の促進

本県においては、平成9年度をピークに募金額は減少しており、テーマ募金など新たな募金手法に取り組んではいるものの、目標額及び前年度実績額を下回って推移している。そのため、減少率の大きい戸別募金の減少対策に取り組むとともに、寄付目的が明確なテーマ募金や法人募金・職域募金の拡大、ネット募金の活用など、多様な募金手法の展開を図り、県民の理解と幅広い参加を得ながら共同募金運動を推進する。

(1) 適正な助成

より公平で公正な審査となるよう、審査基準、審査方法の見直しを図る。

(2) 効果的な広報・啓発活動の推進

①報道機関、関係機関・団体等と連携協力した広報活動を図る。

- ・報道機関へのオープニングセレモニーや募金・助成の情報、資料等の積極的な情報提供
- ・テレビ、ラジオ局への共同募金運動に関するスポット等の依頼
- ・県社会福祉協議会広報紙への募金・助成等の情報掲載

②共同募金運動開始初日に、企業・団体等の協力を得てオープニングセレモニー（厚生労働大臣等のメッセージ伝達式、街頭募金活動）を行う。

③広報紙の全戸配布

④スーパーマーケット、大型店舗などの集客施設や公民館、図書館などの公共における募金ポスターの掲出依頼

⑤共同募金の仕組みやその使途、地域社会における役割、使命等を理解してもらうための広報・啓発

⑥香川県共同募金会ホームページでの募金情報や助成先募集情報などを適時に掲載

(3) 寄付者から満足感が得られる（ありがたいがみえる）募金活動の実施

①高額寄付者への礼状送付のほか、領収書送付時に礼状を同封するなど、募金協力者の持続拡大を図る。

②高額寄付者の氏名公表（寄付者の承認のある場合に限る。）

③助成効果を伝えるありがたいメッセージをホームページ、広報紙、チラシなどに積極的に掲載

④助成先施設・団体におけるのぼり旗や助成シールの掲出

⑤社会福祉大会や共同募金運動説明会・周知会、学校への出前授業などにおける、助成先施設・団体からの助成成果報告

第3 テーマ募金など多様な募金手法の展開

(1) 多様な募金手法の展開

①テーマ募金等の実施

社会課題や地域課題の解決を目指して活動する団体が、1月から3月において自ら募金活動を行うテーマ募金の実施団体を募集し、当該活動を通じ、新たな寄付者層を開拓するとともに、共同募金運動全体の活性化につなげる。

②「赤い羽根募金百貨店プロジェクト」の参加企業等の拡大

平成24年11月から寄付つき商品で募金拡大を図る「募金百貨店プロジェクト」を展開し、現在、21企業・団体（令和3年2月16日現在）が参加しており、引き続き、市町共同募金委員会と連携して、商工団体などを通じて「募金百貨店プロジェクト」への参加を呼びかけ、全市町の半数での参加企業の登録を目指す。

③赤い羽根清涼飲料水自動販売機の設置促進

赤い羽根清涼飲料水自動販売機は、12市町で36台が設置されており、引き続き、助成団体に設置協力を求めるとともに、市町共同募金委員会と協力しながら、全ての市町での設置促進を図る。

④御当地募金バッジの製作

平成24年度から製作している「うどん県バッジ」について、令和3年度も引き続き製作するとともに、募金者の拡大を図るため様々な募金グッズの活用を進める。

⑤自治会未加入のマンション居住者への募金依頼

平成24年度からマンション管理委託会社の協力を得て、自治会未加入マンション入居世帯に郵便振替払込書（手数料免除）付き協力依頼チラシを配布しているが、募金実績に結びついていない。費用対効果を含め、共同募金運動への理解を得られるよう引き続き検討する。

⑥法人募金及び職域募金の拡大

これまで募金実績のない企業等を把握して新規開拓を行うとともに、募金バッジなど様々な運動資材を活用し、職域募金の拡大をも図る。

⑦募金箱の通年設置の促進

「いつでも、どこでもできる募金」を目指して紙製募金箱を助成団体の施設・事務所や社会福祉施設、学校などに幅広く配布するとともに、飲食店、商店、企業などに募金箱の設置依頼を行う。

⑧学校における共同募金運動への理解の促進

- ・学校に対して募金ポスターの掲出依頼や赤い羽根などを配布するとともに、年間を通じた募金箱の設置を依頼する。
- ・小中学校児童・生徒のボランティア活動に対して助成を行うなど、共同募金を知ってもらい、更に保護者をも含めた理解促進を図るよう取り組む。
- ・引き続き、募金箱コンクールを実施し、応募学校数の増加を図るとともに、作品を通じた広報の展開に取り組む。

⑨多様な参加者による募金活動の展開

- ・地域の多様な組織や個人とつながりをつくりながら、地域住民の主体的参加を促し、共同募金運動の多様な取り組みを進める。

- ・助成団体については、資金助成を受けるだけの立場ではなく、共同募金運動の協働参画団体として、街頭募金などの募金活動に協力を求める。

⑩イベント募金の促進

市町などのイベント開催時に募金箱を設置するなどして、共同募金運動への協力を呼びかける。また、共同募金助成事業のイベント・大会には、主催者に募金箱設置などの協力を求める。

⑪税制上の優遇措置の広報強化

寄付金控除及び損金算入制度の税制上の優遇措置について周知に努め、寄付意欲の増大を図る。

⑫インターネットを通じた募金（ネット募金）の活用

中央共同募金会が令和元年10月にネット募金を新システムに移行したことから、チラシ等へのQRコードの掲載やホームページ・SNSへのURLの掲載など、これを積極的に活用するとともに、スマートフォンを使った非接触式のQRコード決済の導入を検討するなど、寄付者の利便性向上を図る。

(2) 公募の実施

共同募金の助成事業について、ホームページ等を通じて幅広く募集するとともに、多様化する地域課題と公的制度の狭間で活動を行っているボランティア団体、NPO法人などの資金ニーズの把握に努める。

第4 共同募金運動の活性化の推進

- (1) 共同募金運動の推進に向けて中央共同募金会が実施する全国的な広報活動等に協力するとともに、人材育成研修や全国セミナーへ職員（市町共同募金委員会を含む。）を派遣する。
- (2) アクションプランと70年答申に基づく推進方策の着実な推進に向けて、次の事項について取組みを進める。
 - ①助成の対象・内容・手続き等の一層の適正な運用を図り、助成の固定化を防止し、新たなニーズに対応する。
 - ②共同募金運動のより円滑な推進に向けて市町共同募金委員会との協議を積極的に実施する。
 - ア 市町共同募金委員会事務局長会議の開催（2月、7月）
 - イ テーマ募金研修会の開催（5月）
 - ウ 共同募金従事者研修会の開催（8月）

第5 孤立防止対策など住民が支える活動の推進

全国共通助成テーマである社会的孤立の防止の活動について、地域において重点的に助成を行うとともに、広域助成においても社会福祉協議会と連携して推進し、孤立防止対策事業を共同募金運動の訴求力を持った事業として広報を展開する。

第 6 香川県社会福祉大会の開催と顕彰等の実施

香川県・香川県社会福祉協議会との共催により「香川県社会福祉大会」を開催し、奉仕功労者、優良地区・団体等の表彰を行う。

第 7 歳末たすけあいの実施

(1) 「地域歳末たすけあい運動」の実施

社会福祉協議会、民生児童委員協議会及び関係機関・団体と協力して、12月1日から31日までの間、市町の区域ごとに「地域歳末たすけあい運動」を実施する。

(2) 「NHK歳末たすけあい」の実施

NHK高松放送局との共催により、12月1日から25日までの間、「NHK歳末たすけあい」を実施して、寄付金の受入れ及び助成に関する業務を行う。

第 8 被災地の復興支援及び災害等準備金積立等

(1) 被災地の復興支援

災害救助法が適用された被災地の被災者支援のために、マスコミ・関係団体及び金融機関等の協力を得て、災害義援金を募集し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

(2) 災害等準備金積立・拠出

災害の発生その他特別の事情があった場合に備えて、募金の一部を準備金として積み立て、災害等が発生した場合には、準備金の全部又は一部を県内及び他都道府県共同募金会に拠出して支援する業務を行う。

第 9 共同募金以外の寄付金に係る税制上の優遇措置制度の適正な運用

寄付金に係る税制上の優遇措置の取扱について、適正な運用を図り、中央審査のため中央共同募金会に申請する業務を行う。

第 10 民間資金助成への協力

(公財)中央競馬馬主社会福祉財団助成事業、(公財)車両競技公益資金記念財団助成事業等に対し、中央共同募金会と連携を図り、助成事業の推薦業務を適正に行う。

第 11 香川県共同募金会会館の管理・運営

第 12 その他共同募金運動に必要な事業